

被害者の手引

犯罪の被害に あわれた方へ

～警察はいつも
あなたの味方です～

担当者連絡先	
愛知県	警察署 課
受理番号	
担当者	
電話	()
	内線

※ お問い合わせの際は、受理番号、担当者名をお知らせください

はじめに

犯罪に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

事件があったことそのものが信じられなかったり、何をどうしたらよいのかわからなくなったり、経済的な問題に直面してとまどったりしても不思議ではありません。しかし、こうした問題にたったひとりで立ち向かわなければならぬというわけではありません。

このパンフレットは、被害にあわれた方に

◎ 捜査や裁判は、どのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。

また、そこでは、被害にあわれた方に対して何が求められるのか。

◎ 被害にあわれた方が利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことについてお知らせするものです。

つらい思いをされているみなさんの手助けになれば幸いです。

目 次

◎刑事手続きのあらまし	1
◎被害にあわれた方やご遺族の方へのお願い	3
1 事情聴取	3
2 証拠品の提出	3
3 実況見分（検証）への立会	4
4 公判への出廷	4
◎被害者の方が利用できる制度	5
1 支援要員制度	5
(1) 被害者支援要員制度	
(2) 検察庁被害者支援員制度	
2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	5
(1) 被害者連絡制度	
(2) 被害者特定事項の秘匿	
(3) 被害者等通知制度	
(4) 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の 審判の傍聴及び結果通知	
(5) 検察審査会への審査申立て	
3 裁判で利用できる制度	8
(1) 被害者等に対するプライバシーの保護等	
(2) 被害者参加制度	
(3) 被害者国選弁護制度	
(4) 損害賠償命令制度	
(5) 少年事件の場合	
4 更生保護について利用できる主な制度	9
(1) 意見等聴取制度	
(2) 心情等伝達制度	
5 安全の確保に関する制度	9
(1) 再被害の防止・保護対策	
(2) DV・児童虐待等の被害者の保護	
(3) 配偶者暴力相談支援センターの被害者支援	
(4) プライバシー侵害等に対する人権救済制度	
6 経済的支援や各種支援・福祉制度	10
(1) 犯罪被害給付制度	
(2) 被害者等の負担軽減措置	
(3) 民事上の損害賠償請求制度	
(4) 税法上の救済制度	
(5) 公営住宅への優先入居	
(6) 福祉制度	
(7) 労働問題に関する相談制度	
7 精神的被害の軽減（被害者カウンセリング）	12
◎各種関係機関による被害者支援	13
1 県・警察署被害者支援連絡協議会による支援	13
2 (公社)被害者サポートセンターあいちによる支援	13
3 日本司法支援センターによる支援	13
4 暴力団犯罪に関する訴訟支援制度	13
5 法律相談	14
6 奨学金制度 [(公財)犯罪被害救援基金]	14
7 愛知県犯罪被害者等見舞金制度	14
◎性犯罪被害にあわれた方へ	16
◎少年犯罪によって被害にあわれた方・ご家族の方へ	18
◎お子様が被害に遭われたご家族へのお願い	24
◎カウンセリング等の窓口	26
◎その他の相談窓口	28

刑事手続きのあらまし

法律にそむいて罪を犯す行為を犯罪といいます。犯人を明らかにし、犯罪事実を確定し、科すべき刑罰を定める一連の手続を刑事手続きといいます。これは、大きく分けて次の三つの段階で進みます。

捜
査

犯人を捜して捕まえたり証拠を集めたりする活動を「捜査」といいます。

- 警察が証拠に基づいて犯人であると認める者を「被疑者」といい、警察が被疑者を逮捕しますと、逮捕してから48時間以内に、その身柄を捜査した内容をまとめた書類と一緒に検察官に送らなければなりません（これを「送致」といいます。）。
- 検察官は、引き続き身柄を拘束する必要があると認める場合には、裁判官に対して「勾留」の請求をし、その請求が認められると、被疑者は最長で20日間その身柄を拘束されることとなります。
勾留されている間にも、警察は、様々な捜査活動を行います。
※ 被疑者に逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります（これを任意事件といいます。）。

起
訴

検察官は、勾留している内に、被疑者が本当に犯人かどうかを確かめて、刑罰を科すため裁判にかけるかどうかを決めます。裁判にかけることを「起訴」といい、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。検察官だけが犯人を起訴できるのです。

- 起訴には、公開の法廷での裁判を請求する「公判請求」と、書面審理で罰金や科料を命ずる裁判を簡易裁判所に対して請求する「略式命令請求」とがあります。
※ 任意事件の場合は、検察官は、事件について必要な捜査を行った後で、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定をします。

公
判

起訴された被疑者は「被告人」と呼び名が変わります。決められた日に決められた裁判所の法廷で審理が行われ、判決が下されます。

- この判決までの法廷での審理を「公判」といいます。
- 公判は誰でも見ることができ、被害者の方も公判を傍聴することができます。傍聴を希望される方は、事件を担当する裁判所に、公判が開かれる日などについて問い合わせてください。
- 判決について検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。
- その間、被告人が逃亡するおそれがあるなどの場合には、裁判所は被告人を勾留することとなります。

以上が刑事手続きの概要ですが、犯人が少年（20歳未満）の場合には、手続きに以下のような違いがあります。

○ 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

ア 捜査等

警察では、刑事手続きと同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の事件の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

イ 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について審判（刑事手続きという裁判）を開始するかどうかを決定しますが、少年が十分改心しており審判の必要がないと判断した場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「審判不開始」といいます。）。

少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審理手続を開始します。

審判では、保護処分（少年院送致や保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、成人と同様の刑事処分にするべきであると認められる場合は、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

○ 犯人が14歳未満の少年である場合

ア 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、児童相談所に送致します。

イ 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童自立支援施設への入所等の措置をとり、事件を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

被害にあわれた方やご遺族の方へのお願い

被害にあわれた方やご遺族の方には、刑事手続き上必要な様々なお願いをし、そのことでご負担をおかけすることになります。早く忘れたい事件を蒸し返すようでつらいと思われることもあるかもしれませんが、犯人を逮捕し、厳しく処罰する上で非常に重要なことばかりです。あなたのため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。

1 事情聴取

警察に被害を届け出ると、担当の捜査員が、被害の状況や犯人の人相や様子などについて詳しくお尋ねします。被害にあった時の服などを見せて欲しいとお願いすることもあります。それは、事実を明らかにしたり、犯人を特定するために欠くことのできない重要なもので、捜査上の必要があってお尋ねするのです。詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人を早期に検挙することができるようになります。

また、警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではないかという不安を持たれるかもしれません。しかし、警察はみなさんの保護に万全を尽くします。

もし、犯人が脅してきた場合には、すぐに警察に通報してください。警察は迅速に対処します。

被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合は、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。

※ なお、警察官による事情聴取のほかに、

- 検察官から事情を聴かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴、不起訴の判断をするために重要なことですからご理解ください。
- 後日、公判が始まると、裁判所で証言していただく場合もあります。

2 証拠品の提出

事件の時に被害にあわれた方が着ていた服や持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。これらは「物的証拠」といって、公判において非常に有力な証拠となりますので、ご協力をお願いします。

証拠品として提出していただいた物は、保管する必要がなくなればお返しいたします（これを「還付」といいます。）。保管する必要があっても、所有者の方から返して欲しいという請求があった場合には一時的にお返しすることもあります（これを「仮還付」といいます。）。返してもらう必要が無いということで、提出時に所有権放棄の手続きをされた場合は、他人の目に触れないように処分いたします。

※ 犯罪により被害にあわれた方や、その家族・遺族の方を、このパンフレットでは「被害者等」と記載します。

3 実況見分（検証）への立会

実況見分（検証）に立ち会っていただくこともあります。

実況見分（検証）というのは、警察官が犯罪の現場等において被害者の方から説明を聴いてその状況を確認することをいいます（特に裁判所の令状に基づいて行うことを「検証」といいます。）。

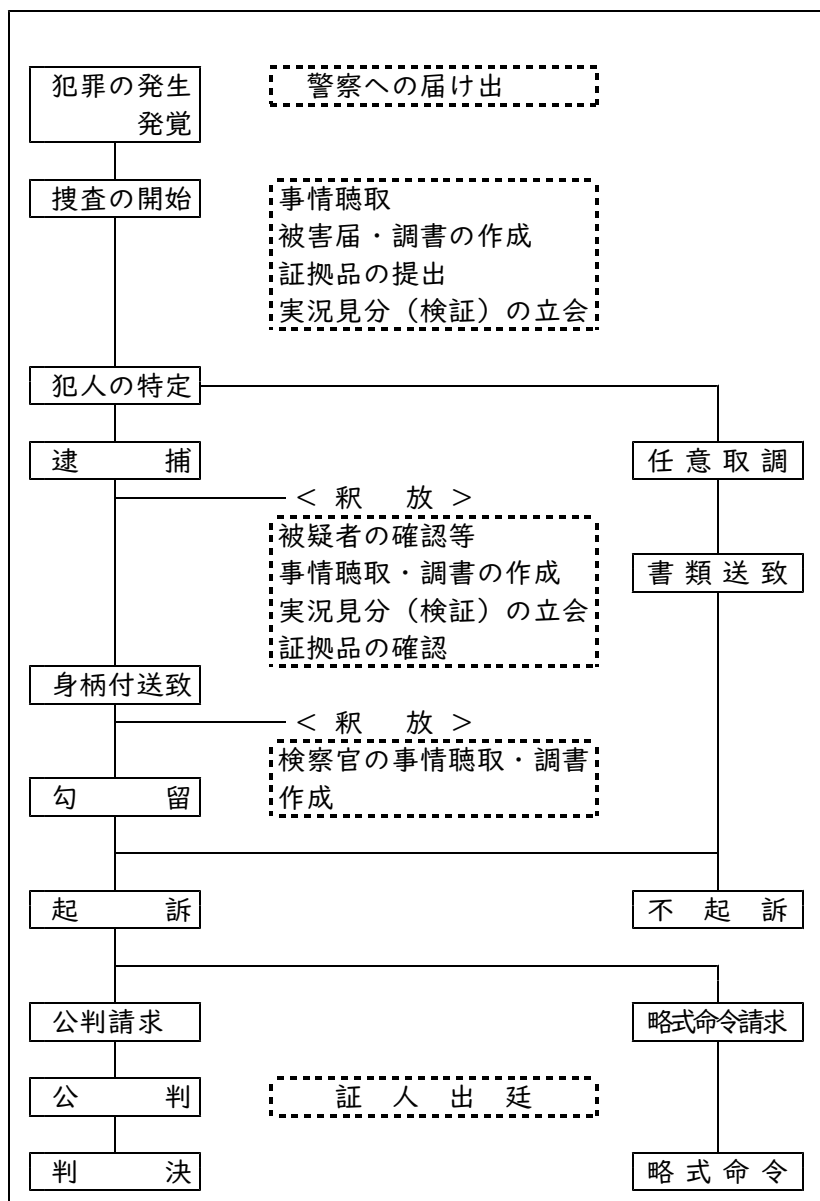
実況見分（検証）にはある程度の時間がかかりますが、現場の状況や被害の事実を明らかにするために行うものですので、ご協力をお願いします。

4 公判への出廷

被疑者が起訴されると、裁判所で公判（裁判）が始まります。

公判（裁判）では、場合によっては被害者等の方に証人として出廷していただくことがあります（これを「証人尋問」といいます。）。

参考図 刑事手続きの流れ



被害者等の方が利用できる制度

1 支援要員制度

(1) 被害者支援要員制度

警察のこの制度は、殺人、強姦性交等、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故事件（ひき逃げ事件を除く）等の被害者等の方に事件を担当している捜査員以外の警察官が付き添って支援をさせていただく制度です。

被害者支援要員に指定された警察官が、警察とみなさんのパイプ役となって

- 実況見分などの捜査活動時の付添い
- 今後の不安や身の回りの心配事についての相談
- ご希望によりご家族等への連絡

などの支援をさせていただきます。

(2) 検察庁被害者支援員制度

被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

(1) 被害者連絡制度

被害者等の方は、その後事件の捜査はどうなっているのか、犯人は捕まったのか、犯人の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心をお持ちのことと思います。

警察では、殺人、強盗、強姦性交等、誘拐事件などについて、事件を担当している捜査員等が、被害者等の方に対して情報を提供しております。

情報としてお知らせすることは、

- 刑事手続や犯罪被害にあわれた方のための制度
- 捜査の状況（捜査に支障のない範囲内）
- 被疑者の検挙
- 被疑者の氏名、年齢等
- 被疑者の処分状況（送致先検察庁、起訴・不起訴の処分結果、起訴された裁判所）

なお、被害者等の方の中には、事件のことを思い出したくないので、知らせて欲しくないという方もおられると思いますが、その場合には、捜査員にその旨をお話してください。

以上が被害者連絡制度の概要であり、犯人が少年の場合には、おおむね上記に準じてお知らせしますが、内容などに若干の違いがあります。

(2) 被害者特定事項の秘匿

被害者等の方から、警察官は住所、氏名、年齢、生年月日、連絡先、職業、勤務先、家族構成等を聴取することがあります。

捜査上必要なことですのでお聞きするのですが、個人情報等を犯人などの相手方へ知られたくない方は遠慮無く警察官に申し出てください。

しかし、必要があって、公判においてあなたの氏名や年齢が明かされる場合があります。

必ずしも全ての事項について、相手方に知られないようにすることができるものではありませんので、ご理解ください。

(3) 被害者等通知制度

検察庁では、被害者等の方に対し、その方々の希望に応じ、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果等について通知する制度があります。通知を受けることができる事項は

ア 事件の処分結果（公判請求、略式起訴、不起訴、家庭裁判所送致等）

イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日

ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）

エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴理由の概要等アからウに準ずる事項

オ 刑の執行終了予定時期（刑事執行終了の予定年月）

カ 刑務所等における処遇状況に関する事項（刑務所等の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）

キ 仮釈放、または刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑務所等の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）

ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）

ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始・終了年月日、特別遵守事項等）

等があります。

詳しいことは、名古屋地方検察庁にお問い合わせ下さい。

この他にも、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から被害者等の方に対し、希望に応じて、保護処分を受けた加害者の少年審判後の通知を行っています。通知を受けることができる事項は、

○ 収容されている少年院に関する事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）

○ 在院中の教育状況等（教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等）

- 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等の通知が行われます。）
- 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始・終了年月日、特別遵守事項）

等があります。

詳しいことは、加害者が少年院送致処分を受けた場合は、お近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせ下さい。

なお、被害者等の方々が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があります。検察官が通知を行った方がよいと認めるときには、受刑者等の釈放直前における釈放予定時期や釈放された後の犯人の住所について通知がなされることがあります。

詳しいことは、名古屋地方検察庁にお問い合わせください。

(4) 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が、心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害者等の方は、裁判所に申し出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

(5) 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴しますが、いろいろな事情から起訴しない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、全国201か所、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害者等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談について、一切費用はかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

3 裁判で利用できる制度

証人として公判で証言していただくに際しては、被害者等の方に配慮して、次のことが認められています。

(1) 被害者等に対するプライバシーの保護等

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
 - 被害者等の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮蔽物を設置してもらうこと。
 - 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。
- この他に、次のような制度があります。
- 民事の損害賠償請求のため等、正当な理由があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます（少年事件でも可）。
 - 刑事裁判の手続きにおいて、性犯罪等の被害者の氏名が、公開の法廷で明らかにならないよう、裁判所に申し出ることができます。裁判所の決定があれば、起訴状の朗読等の訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
 - 犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます（少年事件でも可）。
 - 被害者等の方の申し出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます（少年事件では、審判結果等の通知を受けることができます。）。
 - 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
 - 冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

(2) 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪により人を死傷させた事件の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

(3) 被害者国選弁護制度

「被害者参加人」となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等を弁護士に委託することもできますが、本人の資力から療養費等を差し引いた金額が、基準額に満たない場合は、裁判所に対して弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬、及び費用は、国が負担することになります。

(4) 損害賠償命令制度

殺人、傷害等事件の被害者等の方は、刑事事件を担当する裁判所に対し、刑事事件で起訴された犯罪事実について、不法行為による損害賠償を、被告人に求める申し立てをすることができます。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

(5) 少年事件の場合

- 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として裁判所にある事件記録の閲覧、コピーができます。
 - 裁判所や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
 - 殺人、傷害等事件の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
 - 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
 - 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。
- 詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

4 更生保護について利用できる主な制度

(1) 意見等聴取制度

加害者が刑務所等や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すかを判断するために、地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等にも考慮されます。

(2) 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、加害者に伝えます。加害者には、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所へお問い合わせ下さい。

5 安全の確保に関する制度

(1) 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、再び加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、被害を防止するための各種指導や必要に応じた警戒措置を行い、要望があった場合又は被害を防止するために必要な場合は、加害者の釈放などに関する情報などを提供して安全の確保に努めます。

また、加害者が、暴力団員、暴力団関係者、総会屋などで、これら暴力団などから仕返しを受けるおそれがある場合には、暴力団などからの保護に必要な措置を行い、安全の確保に努めます。

もし、加害者や暴力団などから、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察に通報してください。

(2) DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

(3) 配偶者暴力相談支援センターの被害者支援

愛知県女性相談センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

配偶者暴力相談支援センターとして、次のような被害者支援を行います。

- 相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及びその同伴家族の一時保護
- 情報提供

(4) プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等の方が、いわれのない噂や中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

6 経済的支援や各種支援・福祉制度

(1) 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者の方に対して、何らの公的救済（労働者災害補償保険法や自動車損害賠償保障法など）や加害者側から損害賠償を十分に受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

- 遺族給付金
遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
- 重傷病給付金
加療1月以上、かつ、3日以上入院を要する重傷病（負傷又は疾病）か又は加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができないPTSD等の精神疾患を負った方に支給
- 障害給付金
障害（障害等級第1～14級）の残った被害者の方本人に支給

ただし、原因となった犯罪行為等が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は支給できません。

また、親族間犯罪や被害者の方に不適切な行為がある場合には、給付金の全部または一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に行いますが、手続きは警察署又は警察本部に、申請書と次のような必要書類を提出して行います。

【遺族給付金】

- ① 亡くなられた方の死亡の年月日等を証明できる書類（死体検案書等）
- ② 亡くなられた方との続柄を明らかにできる戸籍謄本（附票付き、除籍簿等）
- ③ 亡くなられた方の収入で生計を維持していた事実を証明できる書類
- ④ 亡くなられた方の収入日額を証明できる書類（給与証明書、給与所得の源泉徴収票等）
- ⑤ 死亡する前に治療を行っている場合は、被害者負担額を証明できる書類（医療費が高額の場合は払戻しの手続きを済ませてください。）

- ⑥ 申請者が愛知県内に住所があることを証明できる書類（住民票の写し等）
- ⑦ 休業日数を証明できる書類など

【重傷病給付金】

- ① 犯罪被害によって重傷病を負ったことを証明できる診断書等
- ② 被保険者証の写し
- ③ 被害者負担額（負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分）を証明できる書類（医療費が高額の場合は払戻しの手続きを済ませてください。）
- ④ 申請者が愛知県内に住所があることを証明できる書類（住民票の写し等）
- ⑤ 休業日数を証明できる書類
- ⑥ 収入金額を証明できる書類（給与証明、給与所得の源泉徴収票等）

【障害給付金】

- ① 身体上の障害の部位及び状態に関する医師等の診断書（犯罪被害による負傷であることと負傷や疾病の症状固定日、障害等級第○級第○号など障害の内容がわかるように記載されている診断書）
- ② 収入日額を証明できる書類（遺族給付金の場合に同じ。）
- ③ 申請者が愛知県内に住所があることを証明できる書類（住民票の写し等）など

なお、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過した場合には申請ができません。ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたこと等のやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

(2) 被害者等の負担軽減措置

警察では、犯罪により傷害を負った被害者等の方々の医療費などの負担を軽減するため、性犯罪被害者の診断・検査料や緊急避妊費用、遺体搬送費などを公費で負担する制度などを設けて、被害者等の方々の費用負担の軽減を図っています。

(3) 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、民法上の不法行為（民法第709条以下）に該当しますので、被害にあわれた方、ご遺族の方は、加害者などに対して財産的損害、精神的損害の賠償請求をすることができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別に被害者等の方々が申立などを行う必要があります。

請求手続き等の法律相談などについては、各相談窓口を参考にしてください。

なお、損害賠償命令制度については、本冊子の8ページを参照として下さい。

(4) 税法上の救済制度

犯罪により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害が残った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、「所得控除（医療費控除、障害者控除、寡婦（夫）控除）」が認められる場合があります。

(5) 公営住宅への優先入居

犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方（DV被害者以外の単身者は除きます。）について、地方公共団体によっては公営住宅（都道府県・市町村営住宅）に優先的に入居できることがあります。

また、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる地方公共団体がありますので、詳しくは、都道府県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

(6) 福祉制度

犯罪によって父親が死亡して「母子家庭」となった方に対して、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付けなどの各種福祉制度が準備されています。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活にお困りの方に対しては、困窮の程度に応じて、必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、福祉事務所又は市町村にお問い合わせください。

(7) 労働問題に関する相談制度（個別労働紛争解決制度）

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、都道府県労働局総務部企画室又は総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

7 精神的被害の軽減（被害者カウンセリング）

被害にあわれた方やご遺族の方は、被害直後において大きな精神的打撃を受けることが多く、次のような様々な症状が生じる場合があります。

- 眠れない、食べられない
- 事件のことが頭から離れない
- 自分を責めてしまう

このような症状は、発生しても時間の経過とともに次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。

また、被害にあってから数ヶ月後に発生する場合もあり、また、数ヶ月間にわたって続く場合もあります。

こういった症状の違いは、必ずしも受けた被害の程度に比例するものではなく個人差があります。

警察では、被害にあわれた方などの精神的不安をやわらげ、その負担の軽減を図るために専門のカウンセラーを配置し、専用の電話相談（ハートフルライン）などでこの様な方々の悩み事の相談にあたっております。

また、日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センターへご相談してください。

さらに、犯罪の被害により児童生徒がこころのケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等、学校の相談機能もご活用ください。

そのほかにも電話や面接によるカウンセリングを行う機関があります。詳しくは本誌末尾の一覧表を参照してください。

（相談受付日・時間は変更になることもありますので、事前に電話で確認してください。）

各種関係機関による被害者支援

1 県・警察署被害者支援連絡協議会による支援

警察本部及び皆さんが被害の届け出をされた警察署では、各行政機関や団体等と予めネットワークを構築し、それぞれの機関が被害にあわれた方に対してどのような支援やサービスをご提供できるのかを研究したり、その内容を取りまとめて支援体制を整えております。被害にあわれたことで、お困りになっていることやご要望があれば、遠慮なくおっしゃってください。警察だけで解決できないことは、これらネットワークと連携しながら解決の方法を考えてまいります。

2 (公社)被害者サポートセンターあいちによる支援

(公社)被害者サポートセンターあいちは、犯罪被害者の支援を適正かつ確実にを行う団体として公安委員会から指定された、民間の犯罪被害者支援団体で、次のような被害者等の支援を行っています。

- 犯罪被害等に関する電話相談
- 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
- 弁護士による法律相談(無料)
- 防犯ブザーの貸与
- 法廷、病院、警察署等への付添い
- 被害者支援に関する広報・啓発活動

詳しくは、(公社)被害者サポートセンターあいちにお問い合わせください。

3 日本司法支援センター(愛称「法テラス」)による支援

日本司法支援センターでは、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方等に対して、刑事手続きへの関与やお受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供や、犯罪被害者支援を行っている団体の活動内容を紹介します。

その他、加害者に対して損害賠償の請求をしたいが、経済的理由で弁護士を依頼することができない方に対しては、民事法律扶助による無料法律相談や裁判費用等の立替えを行う制度もあります。

詳しくは、法テラス犯罪被害者支援ダイヤルまで

電話 0570-079714

4 暴力団犯罪に関する訴訟支援制度

暴力団員による犯罪の被害にあわれた方が、加害者である暴力団員を相手方として損害賠償請求のため民事訴訟を起こす際には、公益財団法人暴力追放愛知県民会議(愛知県暴力追放運動推進センター)から、その裁判手続きに関する費用の貸付を受けることができる場合があります。

また、同センターでは、暴力団員による犯罪に関して、専門的な知識・経験を有する弁護士等の相談員が相談に当たっています。

※ 問い合わせ先 暴力追放愛知県民会議

電話 052-883-3110

FAX 052-883-2122

5 法律相談

法律問題について情報や知識を提供する法律相談が各行政機関等で開設されており、自治体による無料法律相談や愛知県弁護士会による法律相談もあります。

※ 詳しくは、相談窓口一覧をご覧ください。

6 奨学金制度

(1) 公益財団法人犯罪被害救援基金による奨学金給与

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行っている公益財団法人による奨学金です。

※ 問い合わせ先 犯罪被害救援基金事務局
電話 03-5226-1020・1021
ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(2) 公益社団法人日本財団による奨学金給付（まごころ奨学金）

保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金を必要とする家庭の子どもで、高校・専修学校（専門課程）・短大・大学・大学院に在学しているか進学を予定している方を対象とした奨学金です

※ 問い合わせ先 日本財団コールセンター
電話 03-6229-5111
Eメール magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp
ホームページ <http://nf-yoho.com/>

7 愛知県犯罪被害者等見舞金制度

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

(1) 対象となる犯罪被害

日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
(日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内を含みます。)
(令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害（過失犯除く）に限ります。)

(2) 給付が受けられる要件

犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する犯罪被害者及び御遺族

(3) 見舞金の種類・給付額・給付対象者

- 遺族見舞金 60万円
<給付対象者>
犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族
- 重傷病見舞金 20万円
<給付対象者>
犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された）を負った犯罪被害者御本人
- 精神療養見舞金 5万円
<給付対象者>
特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された）を負った犯罪被害者御本人
(注) 特定の犯罪行為とは、殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）をいいます。

(4) 給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合 等

(5) 給付決定の取り消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

(6) 申請方法・申請期限

- 申請方法
申請窓口宛て郵送又は直接御持参ください。
- 申請期限
当該犯罪被害者を知った日から1年以内
(ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。)
- 申請窓口
愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6176

性犯罪被害にあわれた方へ

ここでは、性犯罪の被害にあわれた方へ、被害後に現れやすい症状や被害直後に警察が行う捜査手続きについてお知らせし、今後、被害者にあわれた方が今の自分と向き合えるようにお手伝いをする説明をしています。

性犯罪の被害にあった方の多くが、被害を避けるために何かをすべきだった、あるいはできたはずだと思うものです。あなたも同じように感じているかもしれません。しかし、あなたに責任があるのでも、あなたが責められるべきものでもありません。あなたの受けた被害は、加害者の不当な暴力によるものなのです。例えあなたが何をしたとしても、またしなかったとしても、あなたが選択した行動は正しかったのです。

あなた自身に、今後現れるかもしれない症状として

- 眠れない、食べられない
- 怖い夢を見る
- 事件のことが頭から離れない
- 不安でたまらない、怖くてたまらない
- ずっと緊張していたり、いらいらしたりする
- ちょっとした物音や、ある一定の状況や光景にビクッと
する
- ポーツとしていたりする
- 事件のことが突然よみがえる
- 何もできない
- 感情がわからない
- 人が信じられない

などがありますが、症状の種類や時期的なものは人それぞれです。

生命が脅かされるような大変な被害にあった人には、「誰でもおこりうること。」「自分だけではない。」ということを知っておいてください。

[被害直後の捜査手続においてあなたに知っておいてほしいこと]

手 続	被害者との関わり
被害の届出	警察へ被害内容の届出をします。
病院での診察	<ul style="list-style-type: none"> ○ レイプ被害の場合、妊娠や性病に感染する可能性があります。妊娠については、射精から一定時間以内であれば、経口避妊薬により妊娠を防ぐことができます。また、性感染症についても、検査は多岐にわたりますが、感染の有無が判ります。よく医師と相談し、投薬、検査により早期に不安感を払拭する必要があります。 ○ レイプ被害の場合、膈内に犯人の精液が残されている場合がありますので、犯人の特定や被害事実立証のために膈内容物を採取します。 なお、検査に必要な費用は一部公費にて負担します。 ○ 身体に被害時に負った傷があれば、診断書により明らかにすることで「致傷罪」となり、犯人に対し通常のわいせつ行為のみの罪より重い刑罰を科すことが可能になる場合があります。
事情聴取及び被害関係書類の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当刑事は、あなたに被害の状況や犯人の特徴などについて詳細に尋ね、供述調書を作成します。 あなたにとって忌まわしく思い出したくないことであることは十分に承知していますが、一刻も早くこれらを詳細に聞くことにより、犯人の発したちょっとした言葉や犯行の手口などから犯人を割り出せたり捕まった後にも、犯人の嘘や言い逃れをさせたりしないために必要なのです。 ○ あなたに対し、被害にあった場所まで案内を求めたり、模擬犯人やあなたの身代わりとなる人形を使って、被害の状況を再現します。これは一般に実況見分という捜査ですが、あなたから説明を受けて写真撮影をし、被害場所や被害の状況などを、供述調書と相まってより明らかにするものです。この写真が、捜査や裁判に関わる者以外に公表されることは決してありません。 ○ 実況見分時、犯人から受けた行為等について、刑事に対して今まで話していなかったことを新たに思い出したり、以前話していたことで間違いがあったことに気づいた場合は、その内容を刑事に伝えてください。

[性犯罪被害相談電話]

愛知県警察本部刑事部捜査第一課内には性犯罪被害に関する事件相談を受け付ける窓口があります。

「性犯罪被害を受けたがどうしたらよいのか分からない」、「届出後の捜査手続に関することを知りたい」等について女性の警察官がご相談に応じます。

精神的なケアに関することであれば、別の窓口の紹介も致します。

<p>性犯罪被害110番</p> <p>フリーダイヤル 0120-67-7830 又は#8103 (ハートさん)</p> <p>24時間対応</p>
<p>ハートフルステーション・あいち</p> <p>0570-064-810</p> <p>月～土 (祝祭日を除く) 午前9時～午後8時</p>

少年犯罪によって 被害にあわれた方・ご家族の方へ

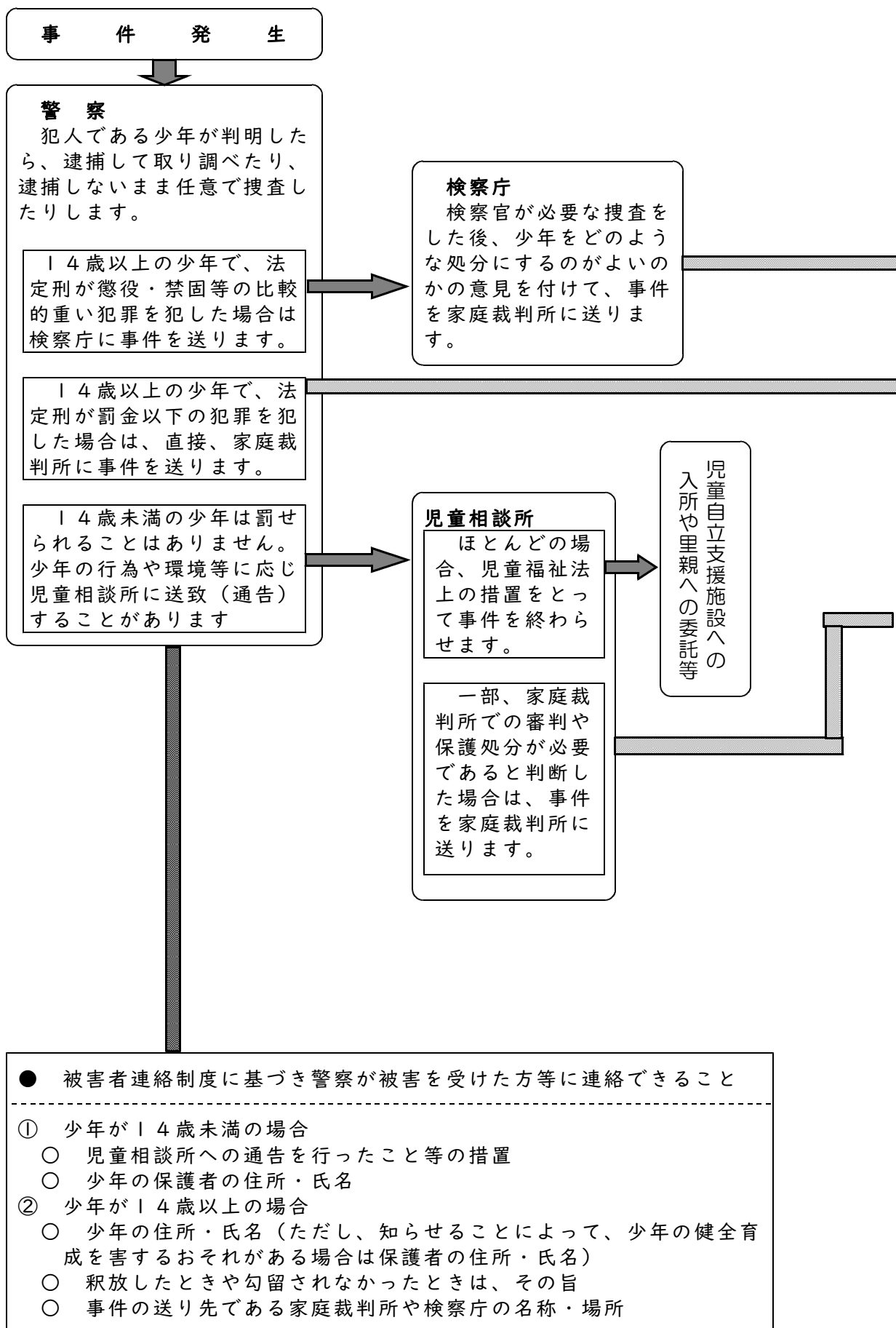
少年犯罪は、これまで少年法によりその審判が非公開とされてきましたが、犯罪被害者支援の高まりにより法律の整備が進められ、殺人等特定の罪種については、一定の条件の下、被害者等の方でも少年審判の傍聴が認められるようになりました。

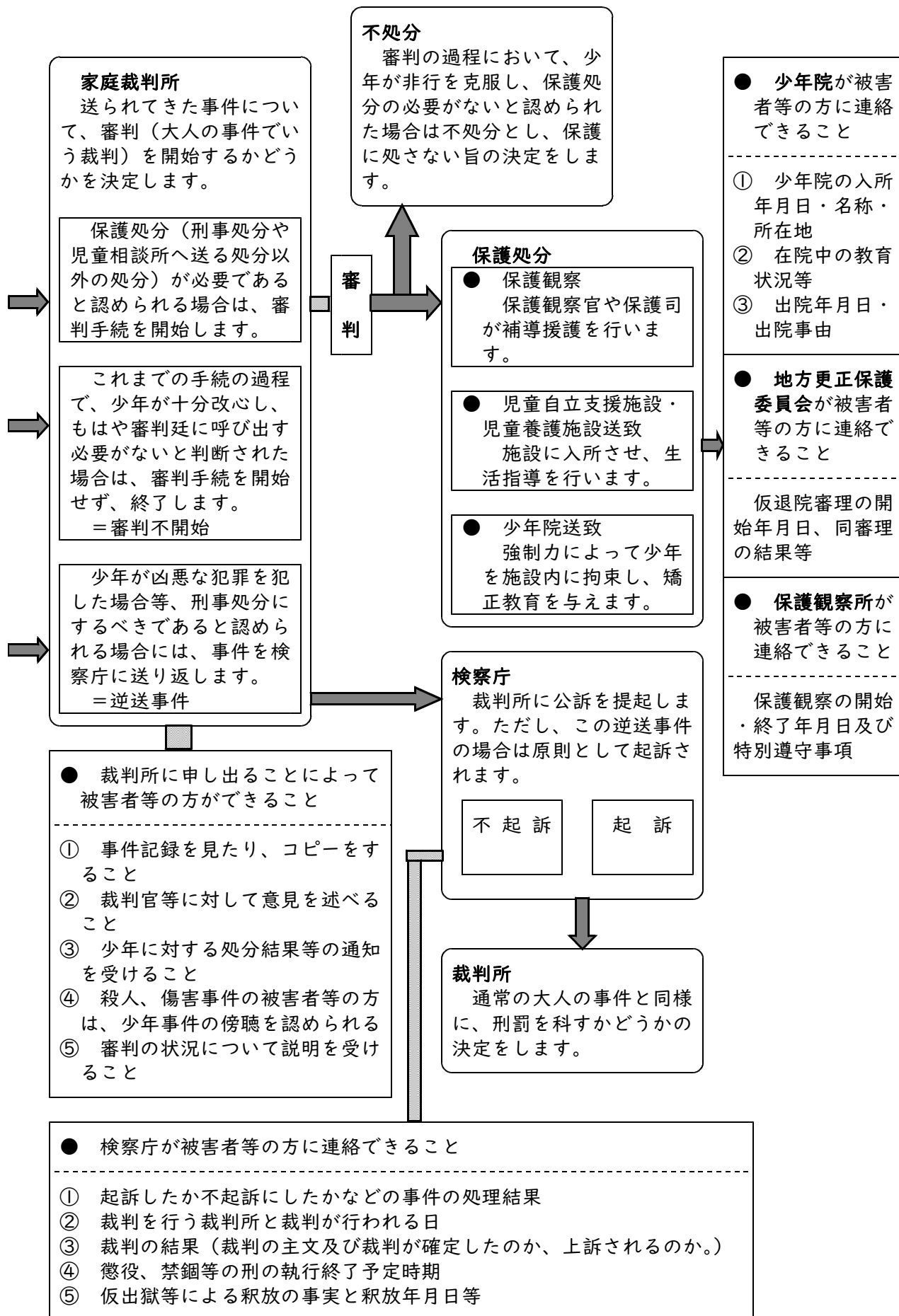
その他にもいくつかの改善がみられましたが、被害者等の方は、直接十分な情報を得ることができないため、大きな不安を抱かれることと思います。

ここでは、そのような方々に、

- 少年事件に関する情報はどこでどの程度のことを教えてもらえるのか
- 少年事件に対する捜査や審判（裁判）は、どのように進み、少年はどのような手続でどのような処分を受けるのかといったことについてお知らせをしています。

少年事件手続の流れ





Q & A

Q 少年事件によって被害を受けた場合、どのような内容を連絡してくれるのですか？

- A 被害者連絡制度に基づき、事件を担当している捜査員等が、
- 少年の住所・氏名（ただし、連絡することによって少年の健全育成を害するおそれがあると認められる場合は、保護者の住所・氏名）
 - 少年を警察で釈放した場合や勾留されなかった場合はその旨
 - 事件をどこの家庭裁判所あるいは検察庁に送ったのかということ連絡します。

Q 14歳未満の少年は罰することができないそうですが、そのような少年についても連絡してくれるのですか？

- A 被害者連絡制度に基づき、14歳未満の少年については、送致し、若しくは通告し、又は警察における補導の措置を行ったときは、事後速やかにその旨及び少年の保護者の氏名等を連絡します。

Q 勤務先や学校にも連絡がいくのですか？

- A 被害者が少年の場合には、原則として保護者に連絡します。
なお、ここにいう「保護者」には、両親のほかに、法律上の保護者（例えば、親権者、後見人等）、事実上の保護者（例えば、住込み就労中の雇主、寮・寄宿舍責任者等）が含まれますが、一般的に勤務先の上司や学校の先生は、ここにいう保護者には当たらず、その対象とはなりません。

Q 少年は、逮捕された後、どうなるのですか？

- A 警察では、少年を逮捕した後、身柄を留置して取調べる必要があると判断した場合、逮捕後48時間以内に検察庁へ送致します。

その後、検察庁では、引き続き留置して捜査する必要があると判断したときは、裁判所に「勾留に代わる観護の措置」（少年鑑別所へ身柄を収容します。）又は勾留（留置場等に身柄を収容します。）を請求します。いずれの請求も、警察から事件の送致を受けてから24時間以内に行います。

勾留の期間は、一部の罪を犯した場合を除いて、最大20日間です。勾留に代わる観護の措置は、最大10日間です。

家庭裁判所では、検察庁から送致された少年について、審判を行う必要があるときは、決定で、観護の措置をとることができます。

観護の措置の期間は、通常概ね4週間ですが、観護措置の継続の必要性、審判への影響等を理由として、最大8週間まで収容できます。

その後、家庭裁判所の審判を受けることになります。

Q 少年がどのような処分を受けたのか、また、収容された施設からいつ出てくるか等は教えてくださいか？

A これらは、警察以外の機関が保有する情報ですが、一般的には次のようになっています。

1 家庭裁判所における審判結果等の通知

家庭裁判所では、審判を受けた少年に関して、

- ・ 少年及びその法定代理人（親権者等）の氏名及び住居
- ・ 決定の年月日、主文、理由の要旨

といった内容を通知しています。

詳しくは、家庭裁判所にお尋ねください。

2 検察庁の「被害者等通知制度」

検察庁でもできる限り事件の処分結果などに関する情報を提供しており、事件の性質等から通知をしない方がよいと検察官が判断した場合を除いて、

- ・ 起訴、不起訴、略式命令、家庭裁判所送致等の事件の処理結果
- ・ どの裁判所で、いつ裁判が行われるか
- ・ 裁判の結果（年月日、主文）、裁判が確定したのかどうか
- ・ 被疑者、被告人が釈放されたのかどうか。

といった内容を通知しています。

詳しくは、検察庁にお尋ねください。

3 少年院等が被害者等の方へ連絡できること

この他にも、少年院、地方更正保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、希望に応じて、保護処分を受けた加害者の少年審判後の通知を行っています。

通知を受けることができる事項のうち、

- ・ 少年院の入所年月日、少年院の名称・所在地
- ・ 在院中の教育状況等
- ・ 出院年月日、出院事由等

については、お近くの少年院に

- ・ 仮退院審理の開始年月日、同審理の結果等

については、お住まいの都道府県にある更生保護委員会に

- ・ 保護観察の開始・終了年月日等

については、お住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせすることができます。

詳しくは名古屋地方検察庁へお問い合わせください。

Q 犯罪を犯した少年に関する記録を閲覧したりすることはできますか？

A 一定の条件の下に、家庭裁判所において少年の記録を閲覧したり、複写したりすること及び家庭裁判所に対して被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出をすることができるようになりました。

詳しくは、家庭裁判所にお尋ねください。

お子様が被害に遭われたご家族へのお願い

1 お子様は被害者

犯罪被害に遭われたお子様は、悪いことをしたわけではありません。

ご家族の方もお辛いと思いますが、お子様の前で泣いたり、落胆することや、お子様を叱責することのないよう、暖かく見守ってください。

2 被害内容の会話について

お子様の記憶は繊細です。

周りからの何気ない言葉がけて、時にお子様の記憶が事実と異なる方向に導かれることがあります。

そのため、この被害に関して、ご家族や関係者の方々がお子様に話を聞いたり、お子様に聞こえる場所で被害の会話や電話をするのはお控えください。

もし、お子様自身が被害について何かお話しすることがあれば、お子様の言葉を遮ることなく聞いてあげてください。

その後、お子様が話した内容を日時とともにメモしていただき、担当警察官にお伝えください。

3 事情聴取の負担軽減措置

(1) 児童面接

18歳未満のお子様が発言被害に遭われた場合、事情聴取による精神的な負担を緩和するため警察、検察庁、児童相談所と協力してビデオで様子を撮影しながら事情聴取（児童面接）を行うことがあります。

このビデオの記録は、今後の裁判などで非常に大切なものとなります。

なお、捜査や児童相談所の支援目的以外には使われることはありません。

(2) 児童面接のご連絡

児童面接を行うこととなった場合には、担当警察官等からご家族の方に連絡します。

児童面接の日程につきましては、お子様の体調やご都合を考慮しますので、担当警察官等にお伝えください。

(3) 児童面接当日の準備

児童面接では、お子様が覚えていることをありのままに話してもらうことが大切になります。

そのため、事前に保護者・関係者の方が事件について思い出せるように練習していただく必要はありません。

当日、お子様にはリラックスして児童面接を受けていただけるように「この前、〇〇ちゃんが話してくれたことを聞いてくれるからね」と声掛けしてください。

被害少年に関する相談窓口

※年末年始を除きます。

名 称	電話番号・Eメール	相談種別・開設時間等
愛知県警察本部 生活安全部少年課 ヤングテレホン	電話相談 052 764-1611 Eメール相談 愛知県警察ホーム ページからご利用 ください	少年の問題に関する相談全般 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 Eメール相談は24時間受付 し、直近の勤務日に対応しま す
少年サポート センター名古屋 (被害少年相談電話)	フリーダイヤル 0120-786770 (なやむな なやみゼロ)	犯罪等の被害に関する少年 又は保護者からの相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

各警察署少年係でも相談を受け付けています。

カウンセリング等の窓口

※年末年始を除きます。

1 警察（女性相談員によるカウンセリング）


名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
愛知県警察本部警務部 住民サービス課 犯罪被害者支援室 ハートフルライン 名古屋市中区 三の丸二丁目1-1	052 954-8897 (はやくなくそう こころのきず)	犯罪被害者のためのこころの悩み電話相談 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

2 精神保健福祉センター

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
愛知県 精神保健福祉センター 名古屋市中区 三の丸三丁目2-1 愛知県東大手庁舎8階	052 962-5377	面接相談（予約受付） 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後0時 午後1時～午後4時30分
	052 951-2881	あいちこころホットライン365 毎日 午前9時～午後4時30分
名古屋市 精神保健福祉センター （こころば） 名古屋市中村区 名乗町4-7-18 中村保健センター等 複合施設5階	052 483-2095	面接相談（予約受付） 名古屋市内にお住まいの方 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前8時45分 ～午後5時15分
	052 483-2215	こころの健康電話（電話相談のみ） 名古屋市内にお住まいの方 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午後0時45分 ～午後4時45分

医師、保健師、精神保健福祉相談員などの専門家が、心の健康相談や精神医療に関する相談に応じております。なお、県下各保健所においても、精神的な悩みの相談に応じております。

3 民間

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
公益社団法人 被害者サポートセンター あいち（あいぼーと） (ホームページ) http://www.higai7830.or.jp 	052 232-7830 又は 0570 783-554 (ナビダイヤル)	電話相談 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時
		法律相談 (弁護士による電話相談、無料) 毎月第2・第4水曜日 午後1時～午後4時 (祝日を除く)
愛知県臨床心理士会 所在地は非公開	電話での問い合わせは不可	面接相談（臨床心理士による無料カウンセリング） 予約制 ナビダイヤル 午前7時30分～午後10時 (年末年始を除く)
		臨床心理士（有料カウンセリング）の紹介 〒460-0022 ループ金山郵便局留 愛知県臨床心理士会 まで文書にて問い合わせてください。

4 女性のための相談・カウンセリング機関

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等	
愛知県 女性相談センター 名古屋市東区 上笠杉町1 ウィルあいち（愛知県女性総合センター）1階	052 962-2527	女性の悩みごと電話相談 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後9時 土・日曜日 午前9時～午後4時	
	面接相談を希望する場合は、電話相談の後に予約してください。	052 962-2528	面接相談（予約制） 毎週火～日曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時 （水曜日は午後8時30分まで） 女性弁護士による法律面接相談（予約制） 月曜日 午前10時～午後0時
			弁護士によるDV専門電話相談 月曜日 午後2時～午後3時30分 （第1、3、5月曜日は女性弁護士が対応）

その他の相談窓口

※年未年始を除きます。

1 警察

被害者の方に対する援助・救済については、警察においても相談に応じております。

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
愛知県警察本部警務部 住民サービス課 相談係 名古屋市中区 三の丸二丁目1-1	052 953-9110 短縮ダイヤル #9110 (プッシュホン)	各種警察安全相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 各警察署住民コーナーでも相談 を受け付けています。
各警察署警務課 住民サービス係又は 警察本部犯罪被害者 支援室		犯罪被害給付制度に関する相談
愛知県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 ストーカー110番	052 961-0888	ストーカーからの被害に関する 相談 24時間開設
愛知県警察本部 生活安全部少年課 被害少年相談電話 少年サポート センター名古屋 (フリーダイヤル接続先)	フリーダイヤル 0120- 786770	犯罪等の被害に関する少年又は 保護者からの相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 上記時間以外は、留守番電話又 はFAXで受付。 各警察署少年係でも相談を受け 付けています。
少年サポート センター名古屋	052 764-1613	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時
少年サポート センター春日井	0568 56-7910	毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～ 午後4時まで
少年サポート センター一宮	0586 23-6636	
少年サポート センター半田	0569 23-2610	
少年サポート センター岡崎	0564 51-4871	
少年サポート センター豊橋	0532 55-0924	
愛知県警察鉄道警察隊 ふれあいコール	052 561-0184	列車内の痴漢被害に関する相談 24時間開設
愛知県警察本部刑事部 捜査第一課 性犯罪被害相談 性犯罪被害110番	フリーダイヤル 0120- 677830 又は #8103	性犯罪被害に関する相談 24時間開設 (フリーダイヤルは愛知県内 からのみ通話可能)

愛知県警察本部刑事部 組織犯罪対策課 暴力相談センター	052 951-7700	暴力団に関する相談 24時間開設 ----- 各警察署暴力係でも相談を受け 付けています。
--	-----------------	---

2 検察庁

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
名古屋地方検察庁 被害者ホットライン 名古屋市中区 三の丸四丁目3-1	052 951-4538	被害者の方からの被害相談や事 件に関する照会等の各種問い合 わせ 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 時間外でも伝言やFAXによ る利用が可能

3 愛知県

名称・所在地	電話番号	県政相談	法律相談 (面接・予約制)
愛知県 県民相談・情報センター 名古屋市中区 三の丸二丁目3-2 愛知県 自治センター1階	052 962-5100	毎週月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～ 午後5時15分 毎週土・日曜日 午前9時～ 午後4時30分	毎週月曜日 (祝日を除く) 午後2時 ～午後3時
尾張県民相談室 一宮市本町4-3-1 ルボ・テンサンビル 4階	0586 71-5900	毎週月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～ 午後5時15分	
西三河県民相談室 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	0564 27-0800	毎週月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～ 午後5時15分	第2水曜日 午後2時 ～午後3時
東三河県民相談室 豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階	0532 52-7337	毎週月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～ 午後5時15分	第4木曜日 午後2時 ～午後3時

4 名古屋市の相談窓口（委託相談を含む）

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口 名古屋市中区 三の丸三丁目1-1 名古屋市役所本庁舎5階 スポーツ市民局人権施策推進室	052 972-3042	犯罪被害者等支援に関する施策 の情報提供・案内 毎週月～金曜日 （祝日を除く） 午前8時45分～ 午後5時30分
市民相談室 名古屋市中区 三の丸三丁目1-1 名古屋市役所西庁舎1階	052 972-3160	市政相談（相談窓口案内） 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前8時45分～午後5時 ----- 法律相談 （弁護士による予約制の面接相談） 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午後1時～午後4時 市内在住又は通勤（学）者対象 1週間前から予約を受け付けます。 ※予約電話 名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584 午前8時45分～
区役所		
千種 千種区覚王山通8-37	052-762-3111	市政区政相談 （各区役所地域力推進室） 毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前8時45分～ 午後5時15分 ----- 法律相談（予約制の面接相談） 各区月2回 午後1時～午後4時 市内在住又は通勤（学）者対象 1週間前から予約を受け付けます。 ※予約電話 名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584 午前8時45分～
東 東区筒井一丁目7-74	052-935-2271	
北 北区清水四丁目17-1	052-911-3131	
西 西区押切一丁目8-22	052-521-5311	
中村 中村区竹橋町36-31	052-451-1241	
中 中区栄四丁目1-8	052-241-3601	
昭和 昭和区阿由知通3-19	052-731-1511	
瑞穂 瑞穂区瑞穂通3-32	052-841-1521	
熱田 熱田区神宮三丁目1-15	052-681-1431	
中川 中川区高畑一丁目223	052-362-1111	
港 港区港明一丁目12-20	052-651-3251	
南 南区前浜通3-10	052-811-5161	
守山 守山区小幡一丁目3-1	052-793-3434	
緑 緑区青山二丁目15	052-621-2111	
名東 名東区上社二丁目50	052-773-1111	
天白 天白区島田二丁目201	052-803-1111	

5 日本司法支援センター

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
日本司法支援センター （法テラス） ※ 愛知地方事務所 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15階 電話 050-3383-5460 （ホームページ） http://www.houterasu.or.jp	犯罪被害者 支援ダイヤル 0570- 079714 IP電話からは 03 6745-5601	犯罪被害者支援団体等に関する 情報、刑事手続きや制度の紹介、 犯罪被害者等の支援に精通した 弁護士の紹介 ・専用ダイヤルでの情報提供 平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時 ・愛知地方事務所での情報提供 平日 午前9時～午後5時

6 愛知県弁護士会の法律相談

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター 名古屋市中村区名駅 三丁目22-8 大東海ビル4階 (ホームページ) http://www.aiben.jp	052 565-6110	一般法律相談(面接相談) 全日(土日祝日を含む) 午前9時20分～午後4時25分 (土曜日は午後2時まで)
	052 571-5100	犯罪被害者相談(電話相談・無料) 毎週金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時
	052 571-3110	女性に対する暴力相談(電話相談・無料) 毎週木曜日(祝日を除く) 午後2時～午後4時
	相談内容に応じて上記のいずれかの番号へ電話して予約してください。	弁護士との面接相談 (予約制・有料) 相談内容により曜日・時間などが異なるので、予約時に確認してください。

7 名古屋家庭裁判所の家事相談

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
名古屋家庭裁判所 名古屋市中区 三の丸一丁目7-1	052 223-3411 (代表)	家事相談(面接相談のみ) 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時 (金曜日のみ午後6時30分まで延長)

8 保護観察所の相談窓口

名称・所在地	電話番号	相談種別・開設時間等
名古屋保護観察所 名古屋市中区 三の丸四丁目3-1 名古屋法務合同庁舎	052 961-0249 (被害者専用)	犯罪被害者に対する各種相談 毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時